

令和7年度全国高等学校総合体育大会 松江市実行委員会売店等設置運営要項

1 趣 旨

令和7年度全国高等学校総合体育大会島根県売店等設置基本方針に基づき、令和7年度全国高等学校総合体育大会松江市実行委員会（以下「松江市実行委員会」という。）が、令和7年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の松江市開催競技（男子バレーボール）において会場区域内に設置する売店、展示ブース、又は移動販売車（キッチンカー）等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定める。

2 出店申請

売店等の出店を希望する者は、出店申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、松江市実行委員会に出店申請を行うものとする。

なお、競技会場施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）への使用許可申請は松江市実行委員会が行う。

3 出店者の選定

松江市実行委員会は、出店者の選定にあたっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意するものとする。

- （1）営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- （2）令和7年度全国高等学校総合体育大会中国ブロック開催基本方針及び島根県開催基本構想に照らし、出店者としてふさわしいこと。
- （3）その他、松江市実行委員会が特に認めること。

4 出店許可

松江市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、売店等の設置を許可する者（以下「出店者」という。）を選定し、関係書類を審査の上、出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

5 販売品目

売店等で販売を認める品目は、次に定めるものとする。ただし、（公財）全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

（1）食品

【売店、展示ブース】

原則、売店で調理、加工を行わない食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされている次のものとする。

ア 軽食類（弁当を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、手ふきを添付し、早期喫食の呼びかけ等の表示がされているもの。

イ パン類及び菓子（調理パンを除く）、アイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、包装されたもの。

ウ 飲料水等(乳類を除く)

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

エ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

【移動販売車（キッチンカー）】

原則として飲食物（酒類を除く）とし、営業を行う区域の保健所から営業許可を受けた自動車において調理を行ったものとする。

(2) 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた又は届出された施設で製造されているもので、常温で保存できるもの。

(3) スポーツ用品、記念バッジ類

(4) その他、大会参加者及び一般観覧者等にとって必要なもの。

6 食品の販売

(1) 食品を販売する売店等の出店許可にあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、管轄保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可証の写しを松江市実行委員会に提出するとともに、売店等にはその許可証を掲示しなければならない。

(3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、直ちに保健所へ届出をし受理印が押された届出書の写しを松江市実行委員会へ提出するとともに、売店等にはその届出書を掲示しなければならない。

(4) 食品の販売における食品衛生対策については、令和7年度全国高等学校総合体育大会島根県食品・環境衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(5) 松江市実行委員会は、食品を販売する売店等に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催の2カ月前までに、保健所に提出するものとする。

(6) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、松江市実行委員会及び保健所に連絡するとともに、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

(7) 食品を販売する出店者は、出店者の責任で出店の区画内にごみ箱を設置するとともに、ごみは回収のうえ、すべて持ち帰ること。また、食品の購入者に対し、発生するごみをごみ箱へ捨てるよう伝えること。

7 出店の期間及び開設時間

松江市実行委員会が指定する期間及び開設時間とし、別に定める。

ただし、松江市実行委員会は、出店時間を調整できるものとする。

8 出店の場所・規模・方法

松江市実行委員会が指定する場所・規模・方法とし、別に定める。

ただし、松江市実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

9 経費負担

売店等の設置、管理運営、警備、撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

10 出店料

- (1) 松江市実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、別に定める出店料を所定の期日までに松江市実行委員会に支払うものとする。ただし、松江市実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、松江市実行委員会は出店者に売店料を返還しないものとする。

11 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、松江市実行委員会から交付された出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み又は拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、松江市実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は、原則として認めない。
- (14) 商品及びテントの管理は、出店者の責任とする。

- (15) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (16) 火器を使用する場合は消火器等を設置し、十分な対策を行うこと。
- (17) 天候の悪化等の事情により、松江市実行委員会がやむを得ず、危機回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (18) 天災等により発生した損害については、補償を一切行わない。
- (19) その他関係法令等を遵守し、松江市実行委員会及び施設管理者その他関係機関の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

1 2 許可の取り消し

松江市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において、出店者は松江市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

1 3 損害賠償

出店者が、施設又は第三者等に損害を加えたときは、出店者が賠償の責を負うものとする。

1 4 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに現状に回復し、松江市実行委員会の検査を受けなければならない。

1 5 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、松江市実行委員会は一切その責を負わない。

1 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、松江市実行委員会が別に定める。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。